

改正	昭和53年3月30日条例第14号 昭和56年3月31日条例第11号	昭和55年3月31日条例第11号 昭和58年3月26日条例第19号 〔題名改正〕
	平成4年3月30日条例第26号 平成8年3月29日条例第27号	平成5年3月31日条例第21号 平成16年3月31日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、品川区内に住所を有する者に対し、住宅の修築および修復に必要な資金として住宅修築資金(以下「資金」という。)のあつ旋を行うことにより、区民の住宅環境の改善および回復の促進を図ることを目的とする。

本条...一部改正〔昭和55年条例11号〕

(定義)

第2条 この条例において「取扱金融機関」とは、区長により次条に定める資金の融資あつ旋を受けて、第4条に定める者に対し融資を行う金融機関をいう。

本条...一部改正〔平成4年条例26号・16年18号〕

(資金の融資額等)

第3条 区長が取扱金融機関の融資をあつ旋する資金の融資額、利率および融資期間は、次のとおりとする。

- (1) 融資額 10万円以上1,000万円以内
- (2) 利率 年6.5パーセント以内で規則で定める利率
- (3) 融資期間 据置き2カ月を含む10年以内

本条...一部改正〔昭和55年条例11号・56年11号・58年19号・平成4年26号・5年21号・16年18号〕

(あつ旋対象者の要件)

第4条 資金の融資あつ旋の申込みをしようとする者は、次の各号に定める要件を備えており、かつ十分な償還能力を有する者でなければならない。

- (1) 品川区内に住所を有し、1年以上同一の住宅に居住していること。
- (2) 申し込みの際、20歳以上であること。
- (3) 次のアまたはイのいずれかに該当すること。  
ア 既存住宅の耐久性および居住性を高める修築のため、資金を必要とするもの  
イ 暴風雨等の異常な自然現象または火事等により被害を受けた住宅の修復のため、資金を必要とするもの
- (4) 所得が規則で定める収入基準内であること。
- (5) 特別区民税または市町村民税を滞納していないこと。ただし、法令により課税されなかつた者は、この限りでない。

2 資金の融資あつ旋の申込みをしようとする者は、その保証する債務について、十分な支払能力のある連帯保証人または規則で定める信用保証機関その他の法人(以下「信用保証機関等」という。)による保証を付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、現にこの条例に基づく資金の融資を受け償還を完了していない者は、あつ旋の申込みをすることができない。

1項...一部改正〔昭和53年条例14号・55年11号〕、見出・1項...一部改正〔昭和58年条例19号〕、1項...一部改正〔平成8年条例27号〕、2項...一部改正〔平成16年条例18号〕

(融資あつ旋)

第5条 区長は、資金のあつ旋の申込みを受けたときは、関係書類の審査を行い、適当と認める者については、速やかに取扱金融機関に紹介するものとする。

2 前項の規定により紹介を受けた取扱金融機関は、あらかじめ区長と協議して定めるところにより、

速やかに融資を行うものとする。

1・2項…一部改正〔平成16年条例18号〕

(利子補給)

第6条 区長は、取扱金融機関が融資した資金の実績額に応じ、別に定めるところにより利子の補給をすることができる。

本条…一部改正〔平成16年条例18号〕

(信用保証料補助)

第7条 区長は、第4条第2項に規定する信用保証機関等による保証を受けた者に対し、規則で定めるところにより信用保証料の補助をすることができる。

本条…追加〔平成16年条例18号〕

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

旧7条…繰下〔平成16年条例18号〕

付 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(昭和53年3月30日条例第14号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年3月26日条例第19号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(平成4年3月30日条例第26号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月31日条例第21号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月29日条例第27号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月31日条例第18号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。